

第3次東温市行政改革大綱 実施プラン



東温市イメージキャラクター いのとん



平成26年 2月
東 温 市

< 目 次 >

	ページ
1 これまでの行政改革の取り組み	1
2 社会情勢の変化	2
(1) 少子高齢化への対応	2
(2) 地方分権への対応	3
(3) 厳しさを増す財政状況への対応	3
3 行政改革の必要性	5
4 第3次行政改革大綱・実施プランの推進方法	6
(1) 推進期間	6
(2) 行政改革の推進体制と進行管理体制	6
(3) 第3次行政改革大綱・実施プラン策定に向けた取り組みについて	8
(4) 進捗状況の公表	8
5 行政改革大綱の方針	8
6 実施プラン	9
(1) 総括表	9
(2) 推進項目	10
I 行政サービス向上	10
II 行政運営改善・効率化	11
III 収入確保・健全な財政運営	14

1. これまでの行政改革の取り組み

本市では、平成17年度に「東温市行政改革大綱」「東温市行政改革集中改革プラン」を策定（推進期間：平成17年度から平成21年度の5か年）し、行政の役割の重点化・明確化等、安定した行政サービスの継続と、よりスリムで市民満足度の高い行政運営を目指し、危機意識と改革意識をもって行政改革を推進してきました。

平成22年度からは、先の第1次行政改革大綱に掲げる重点項目をはじめ、国の新たな政策にも適切に対応するよう、より具体的で実践的な計画に全庁一体となって取り組む姿勢を明確に示した「第2次東温市行政改革大綱」「第2次東温市行政改革集中改革プラン～1係1改革運動～」を策定（推進期間：平成22年度から平成24年度の3か年）し、職場全体で危機意識と改革意識を共有しながら、効率的かつ効果的な行政改革に取り組んできました。

★これまでの主な取り組み項目

- 事務組織・機構の見直し
課・室の新設、統合による行政サービスの充実
- 定員管理の適正化
新規採用職員数の平準化を図り、適正な定員の管理を実施
- 補助金制度の見直し
実績に応じた補助金交付への見直しを行い、適正な補助金交付を実施
- 手数料の見直し
近隣市町との均衡を保ち、受益者負担の公平性を確保
- 指定管理者制度の導入
「ツインドーム重信」等3施設において導入
- 入札制度の見直し、適正化
総合評価落札方式の導入及び見直し、不要物のインターネット公売を実施

2. 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化への対応

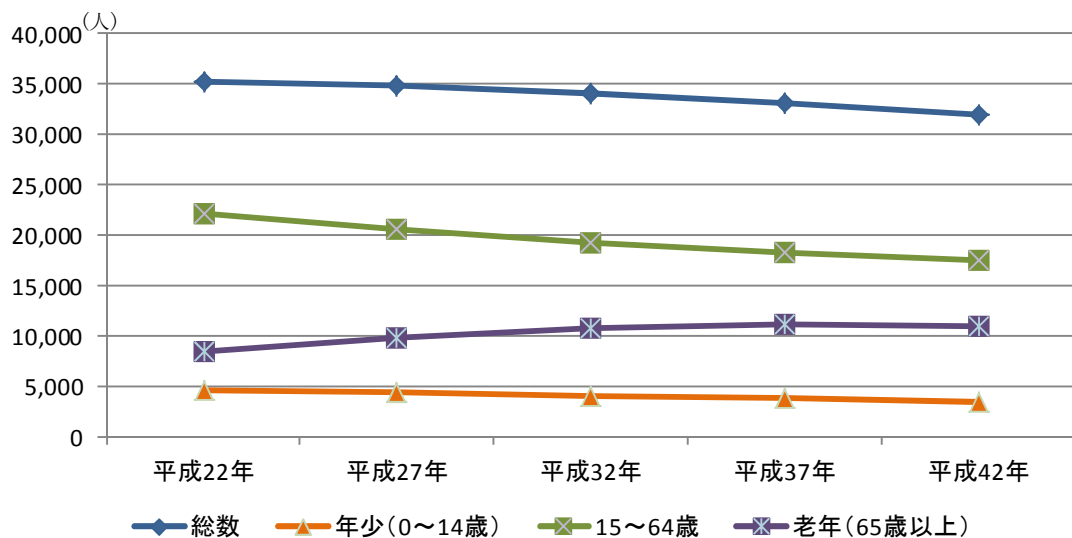
我が国における総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は、昭和50年以降低下する一方で、老年人口（65歳以上）の割合は、昭和25年以降上昇しており、平成24年には、過去最高の割合となるなど、ますます少子高齢化が進行しています。

また、人口動態統計においては、統計をとり始めた明治32年以降、平成17年に初めて死亡数が出生数を上回り、出生数は平成19年から5年連続で減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所が算出した「人口推計」によると、本市の人口は、平成22年国勢調査時の3万5253人から徐々に減少し、20年後の平成42年には平成22年よりも約3千人減の3万2025人になるものと推計されています。また、老年人口の割合が年々高まる一方で、年少人口の割合は年々低下すると見込まれ、平成42年には、老年人口の割合は34.4%（平成22年 24.0%）、年少人口の割合は10.8%（平成22年13.3%）になるものと推計されています。

本市においては、今後さらに少子高齢化が進むことが予想される中、常に変化に対応した行政運営が必要です。

本市における人口の推移



本市における年少人口、老年人口の割合

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
年少人口	13.3%	12.9%	12.1%	11.3%	10.8%
老年人口	24.0%	28.1%	31.4%	33.5%	34.4%

※国立社会保障・人口問題研究所「人口推計」参考

(2) 地方分権への対応

国は地方分権改革を着実に進めるため、内閣総理大臣を本部長とする「地方分権改革推進本部」（平成25年3月8日閣議決定）を設置しました。また、地方分権改革の推進に関する施策について調査及び審議に資するため、「地方分権改革有識者会議」を開催し、地方分権の在り方や、国から地方への事務・権限の委譲等について、議論が行われています。

平成25年6月7日には、74本の法律を一括改正する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（新第3次一括法）が成立し、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限委譲等が盛り込まれました。

これからは、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任によって地域の実情に合った基準の設定や、適切な施策等を講じていく必要があります。

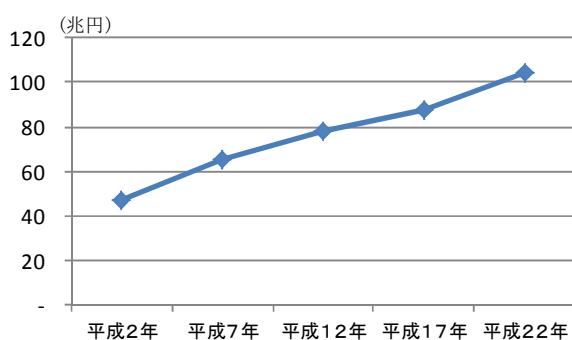
(3) 厳しさを増す財政状況への対応

少子高齢化や長引く景気の低迷等により、社会保障関係費が増大する一方で、自治体の財源確保は今後ますます厳しくなっていくものと予想されます。

本市においても、景気の低迷による個人所得の伸び悩みなどにより、市税収入には停滞感があり、地方交付税についても合併算定替の特例措置の段階的縮減などから減少していくものと見込まれ、歳出面において一層の見直しを進めていく必要があります。

「自治体の破綻」が現実的なものとなっている現状を見据え、効率的かつ継続的な行政運営を進めていくため、財政の健全性の確保と弾力性の維持に努め、一方で、市の有する資源について、有効な活用方法を検証し、歳入増加に向けた取り組みを検討していきます。

国における社会保障費の推移



※国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」参考



東温市イメージキャラクター

いのとん

○本市の財政指標

(単位：%)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
経常収支比率	83.3	87.2	89.0	89.4	88.4	84.2	86.1	87.9
実質公債費比率	12.8	13.4	13.7	14.2	14.3	14.1	13.8	13.5
将来負担比率			105.8	120.1	109.1	93.4	92.3	87.2

経常収支比率・・・財政構造の弾力性（柔軟性）を判断するための指標。

この比率が低いほど自由に使えるお金が多いことを示す。

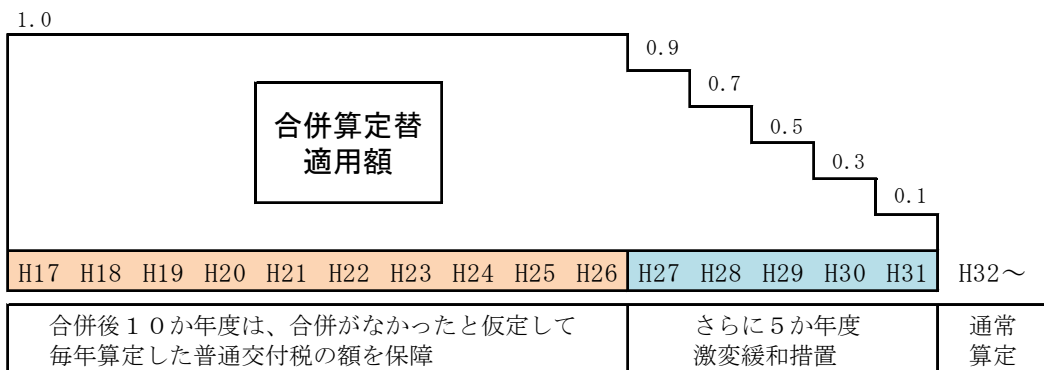
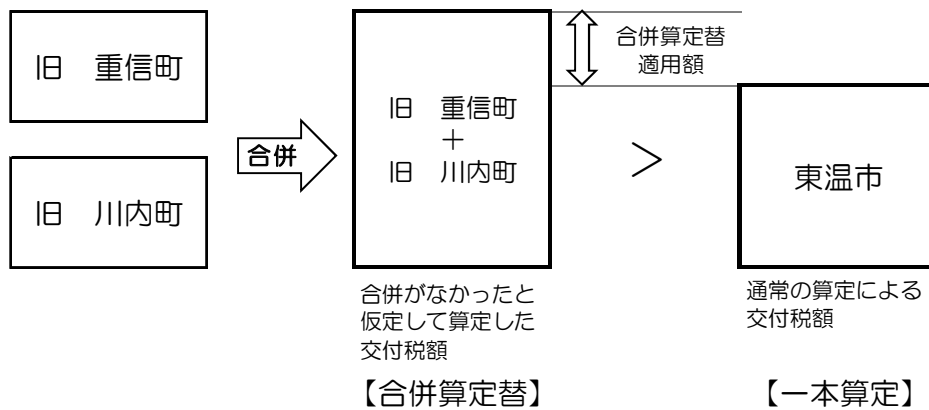
実質公債費比率・・・下水道など公営企業債の返済に充てられた繰出金などを加えた実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標。

将来負担比率・・・現時点で想定される将来の負担が、標準財政規模[※]の何倍あるのかを表す指標。将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。

※地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標

○普通交付税の合併算定替（特例の段階的縮減）

合併10年を経過した平成27年度より合併特例措置が5か年で段階的に縮減。（平成31年度で終了）



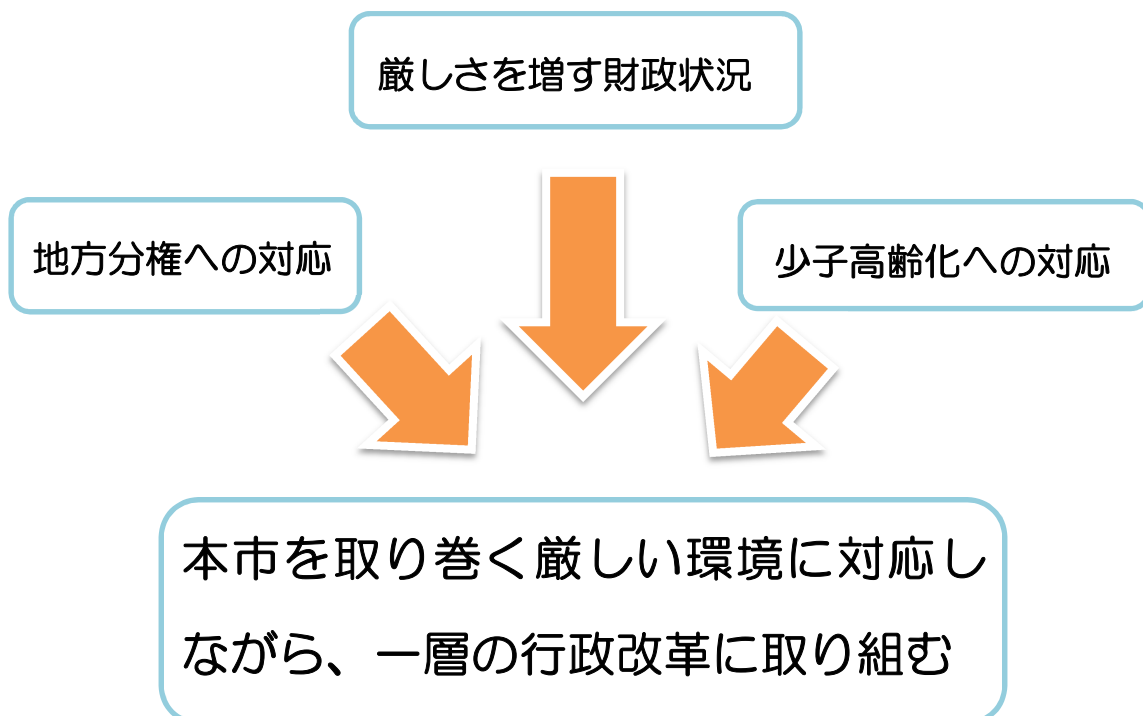
3. 行政改革の必要性

行政サービスに対する市民ニーズは、ますます高度化・多様化しています。

地方分権の推進に伴い、地方は自主的・総合的に行政運営を行うことにより、地域の実情に応じた行政サービスを提供し、また、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる地域社会の実現を図っていくことが必要となっており、地方自治体にとって、より効率的な行政運営が求められています。

こうした中、本市を取り巻く環境は、増大する社会保障関係費の影響などにより、今後も極めて厳しい状況が続くことが予想されますが、市民生活に直接関わる課題については的確に把握しながら、質の高い行政サービスを提供していかなければなりません。そのためには、単に効率化や減量化にとどまるのではなく、常に改善・改革に取り組む体制を構築し、行政の質の向上を図り、地方自治の充実を着実に進めていく必要があります。

本市では、これまでも行政改革に取り組んできたところですが、本市を取り巻く厳しい環境に対応しながら、一層の行政改革への取り組みが必要となっています。



4. 第3次行政改革大綱・実施プランの推進方法

(1) 推進期間

第3次行政改革大綱・実施プランの推進期間は、平成25年度から平成28年度の4年間とします。

(2) 行政改革の推進体制と進行管理体制

第3次行政改革大綱・実施プランの推進については、市長を本部長とする行政改革推進本部を中心として行うとともに、本部に行政改革推進本部専門部会（関係所管課長等若しくは所管課長等が推薦する職員により構成）を設け、行政改革の進捗状況を把握し、これまで以上に組織内、職員間の情報の共有化を図りながら行政改革を推進します。また、学識経験者や各方面の専門の方々で構成する行政改革推進委員会へ実施プランの進捗状況及び成果を報告し、意見を求めるとともに、委員の意見を今後の行政改革に反映することとします。

○行政改革推進委員会（東温市行政改革推進委員会設置要綱）

社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政の実現を推進するため市長が委嘱した委員10人の組織です。

市長の諮問に応じ、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査及び審議し、市長にその意見を答申します。

○行政改革推進本部（東温市行政改革推進本部設置要綱）

本部長は市長、副本部長は副市長・教育長及び本部員は各部長・次長級職員により組織します。

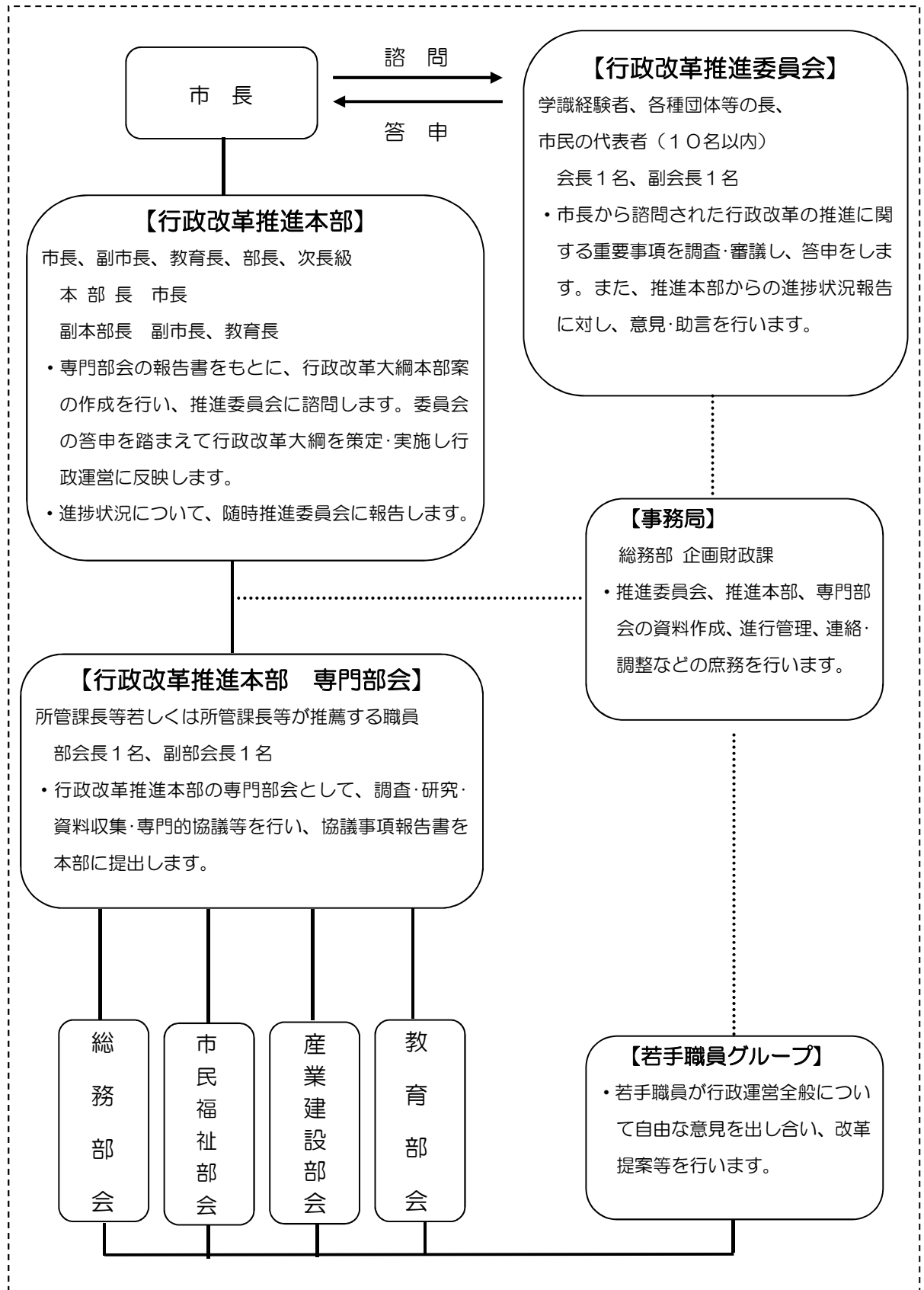
行政改革大綱の策定・実施及び行政改革に係る重要事項に関し、審議し推進します。

○行政改革推進本部専門部会（東温市行政改革推進本部専門部会規程）

専門部会は、総務部会、産業建設部会、市民福祉部会、教育部会の4部会です。各部会の構成員は、関係所管課長若しくは所属長等が推薦する職員により構成します。

行政改革大綱の策定・実施及び行政改革に係る重要事項に関し、本部の指示により、専門的に協議又は調整します。

東温市行政改革組織図



(3) 第3次行政改革大綱・実施プラン策定に向けた取り組みについて

第3次行政改革では、第1次、第2次行政改革での取り組みの成果を踏まえ、従来の取り組みを継続するとともに、社会情勢の変化等に対応するために必要と思われる項目を新たに追加し、実施プランを策定し取り組んでいきます。

(4) 進捗状況の公表

行政改革の取り組み状況については、毎年度行政改革推進委員会に報告を行うとともに、ホームページや広報紙を活用して市民に広く公表していきます。

5. 行政改革大綱の方針

行政改革は、一部の部局が行うものではなく、あらゆる業務に従事する全ての職員が、日常業務そのものや仕事の進め方の改善、市民との協働、円滑な組織の構築などについて、常に意識をもって、地道に確実に取り組んでいくことが重要です。

限られた人員や予算等の中で、複雑・多様化する市民ニーズに柔軟かつ適正に対応できる行政サービスの提供を行うために、「量」の面からの見直しはもとより、「質」の面から捉えた効率的・効果的な行政サービスの運用に取り組み、本市の将来像である「いのち輝き 緑あふれる 東温市」を実現するため、よりよい行政サービスを目指して挑戦していきます。

また、新たに若手職員からの斬新かつ柔軟な発想を市政に反映するため、主任以下の若手職員からなる8つのグループにおいて、業務に関する改革・改善案について延べ275の提案がなされました。今回、提案があった改革・改善案については、若手職員グループを中心として継続して検討・研究していく体制を整備し、職場全体として取り組める組織づくりを推進していきます。

基本方針 よりよい行政サービスへの挑戦

地方分権が強力に推進され、限りある財源のもと、質の高い行政サービスを提供していくためには、事務事業の見直しによる効率化・適正化はもとより、職員一人ひとりが考え、問題意識を持ちながら対応を図る必要があります。また、めまぐるしく変化していく情勢に対して、迅速・的確かつ柔軟に対応できる行政の実現を目指します。

【キーワード】

- I 行政サービス向上
- II 行政運営改善・効率化
- III 収入確保・健全な財政運営

6. 実施プラン総括表

【基本方針】	【キーワード】	【推進項目】	【頁番号】
よりよい行政サービスへの挑戦	行政サービス向上 3項目	1 施策提案会議の設置	10ページ
		2 窓口サービス向上会議の設置	10ページ
		3 行政情報メール配信サービスの実施	10ページ
	行政運営改善・効率化 8項目	1 市有施設維持管理方法の見直し	11ページ
		2 E S C O手法の導入	11ページ
		3 定員管理の適正化	11ページ
		4 身近な業務の改善	12ページ
		5 ふるさと交流館の経営改善	12ページ
		6 消防団活動の活性化	12ページ
		7 救命講習会の効率化	13ページ
		8 若手職員による業務改善・改革	13ページ
	収入確保・健全な財政運営 5項目	1 個人市民税特別徴収の推進	14ページ
		2 債権管理プロジェクトの設置	14ページ
		3 市有施設使用料の見直し、適正化	14ページ
		4 基金の効率的な運用	15ページ
		5 職員給与制度の適正化	15ページ
合計		16項目	

基本方針 よりよい行政サービスへの挑戦

キーワードⅠ 『行政サービス向上』

No. 1 施策提案会議の設置

企画財政課 企画政策係

概要			ポイント			
<p>増え続ける行政課題に対応するため、意欲のある職員を中心とした「施策提案会議」（仮称）を設置し、事業化に向けた検討体制を整備し、あわせて職員の意識・政策形成能力の向上を図る。</p>			<p>職員の人材育成 人事評価制度への反映</p>			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28	
<p>事業化に向けた円滑な実施体制を確立することにより、職員の政策形成能力の向上と人材育成を行う。</p>	「施策提案会議」（仮称）の設置	検討	実施	継続実施	継続実施	
	人事評価制度への反映	検討	検討	実施	継続実施	

No. 2 窓口サービス向上会議の設置

窓口担当課(取りまとめ課 市民環境課)

概要			ポイント			
<p>来庁者に対しスムーズな窓口対応を行うため、窓口担当職員による定期的な「窓口サービス向上会議」（仮称）を設置し、各窓口における情報・知識の共有を図り、市民サービスの更なる向上を図る。</p>			<p>利用者の立場に沿った、親切でわかりやすい窓口業務の提供</p>			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28	
<p>定期的な「窓口サービス向上会議」（仮称）の設置による職員能力の向上及び情報・知識共有による事務の効率化を図る。 来庁者に対する接遇力・対応力の向上を図る。</p>	「窓口サービス向上会議」（仮称）の設置	検討	実施	継続実施	継続実施	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	

No. 3 行政情報メール配信サービスの実施

総務課 広報広聴係

概要			ポイント			
<p>広報やホームページに加え、新たな情報提供ツールとして、事前に登録された市民に対し、必要な行政情報や防災情報等をメールで配信することにより、効果的な情報提供を行う。</p>			<p>登録者自らのニーズに応じた情報を効率的に提供</p>			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28	
<p>メール配信を行うことにより、情報提供の充実を図るとともに、更なる利用者拡大に向けた取組みを行う。</p>	メール配信サービスの実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	—	—	—	—	—	

基本方針 よりよい行政サービスへの挑戦

キーワードII 『行政運営改善・効率化』

No.1 市有施設維持管理方法の見直し

総務課 管財係

概要		ポイント			
市有施設の維持管理について、同一業種の委託契約の一本化や長期継続契約の締結により、業務の効率化とコスト削減を目指す。		委託契約の一本化 長期継続契約の締結			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28
委託契約の一本化、長期継続契約の締結等により事務の効率化、事務量の軽減、コストの削減を図る。 施設毎に経費削減案を作成し、更なるコストの削減を図る。	委託契約見直し（契約の一本化、長期継続契約）	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	施設毎の経費削減案の作成及び実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

No.2 E S C O手法の導入

市民環境課 新エネ推進室
総務課 管財係（その他施設所管課）

概要		ポイント			
省エネルギー改修に係る費用を光熱水費の削減で賄うE S C O事業の導入検討を行い、空調機器や照明器具の総合的かつ一体的な更新に取組む。		エコ改修の発注方法や契約形態のグリーン化・柔軟化により費用の平準化を図り、かつ、市有施設の一層の省エネを図る。			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28
「E S C O手法」（環境配慮契約法）の導入による財政負担の平準化及び市有施設の省エネ推進を図る。	庁舎「エネルギー管理支援サービス契約」によるデータ収集・省エネ提案	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	「E S C O手法」（環境配慮契約法）の事業化検討・実施	検討	検討	実施	—

No.3 定員管理の適正化

総務課 人事係

概要		ポイント			
人事ヒアリング等による分掌事務の整理及び職員配置の見直しを行い、適正な職員数の管理に努める。		適正人員及び事務量の把握 上司（トップ）の職場訪問等による現状把握			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28
分掌事務の整理及び職員配置について見直しを行い、効率的な組織体制の構築を目指す。	分掌事務全体の見直し	実施	継続実施	継続実施	継続実施
	現状に沿った機構改革の実施	検討	実施	継続実施	継続実施
	新規職員数の適正化	実施	継続実施	継続実施	継続実施

キーワードII 『行政運営改善・効率化』

No. 4 身近な業務の改善

企画財政課 企画政策係

概要			ポイント			
職員一人ひとりが身近に行っている業務について、改革・改善の宣言を行い、庁内イントラネットに掲載・周知することにより、改革・改善情報を庁内で広く共有し、意識改革の底上げを図る。			職員が手軽に改革・改善提案が行える環境及び体制の整備			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28	
職員が常時使用しているイントラネットに改革・改善情報を掲載することにより、行革に対する職員意識の向上を図る。	イントラネットシステム改修	実施	—	—	—	
	改革・改善宣言	実施	継続実施	継続実施	継続実施	

No. 5 ふるさと交流館の経営改善

産業創出課(ふるさと交流館)

概要			ポイント			
魅力的な施設サービスの提供や併設するさくら市場を活用した地産地消の推進を図り、入館者数の増加を図ることにより施設の収支改善を目指す。			軽食コーナー・さくら市場の経営改善 従業員による小規模改修や簡易な修繕の実施			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28	
適切な施設改修、施設サービスの向上を図り、入館者数の増加による収支改善に取り組む。	施設改修 施設サービス向上	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	軽食コーナー経営改善	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	さくら市場経営改善	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

No. 6 消防団活動の活性化

総務予防課 総務係

概要			ポイント			
消防団員は、松山市等の市外に勤務している団員が多く、昼間の有事の際に団員が集まりにくい状況であるため、男性消防団員の充実を図るとともに、団活動の後方支援活動や火災予防の啓発活動を主とする女性消防団員の充実に努め、団活動の強化を図る。 また、あわせて事業所消防団員の導入に向け検討を行う。 事業所消防団員……地域の事業所によって組織される消防団員			地域に密着した消防団活動の展開及び活性化			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28	
事業所消防団員を確保し、地域に密着した消防団活動の充実及び活性化を図る。	消防団員の確保	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	事業所消防団員の任命	検討	検討	実施	継続実施	
	消防団員による広報活動の実施	検討	実施	継続実施	継続実施	

基本方針 よりよい行政サービスへの挑戦

キーワードⅡ 『行政運営改善・効率化』

No. 7 救命講習会の効率化			消防課 救急係			
概要			ポイント			
Web環境（市ホームページ）を利用し、救命講習「e-ラーニング」を実施することにより、救命講習の効率化及びコスト削減を図る。			Web環境（市ホームページ）を利用した救命講習「e-ラーニング」の導入			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28	
救命講習「e-ラーニング」の導入による救命講習の効率化及びコスト削減を図る。 Webを活用し、応急手当や救命処置について広く市民に受講してもらい、救命率の向上を図る。	救命講習「e-ラーニング」の実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	

No. 8 若手職員による業務改善・改革			若手職員(取りまとめ課 企画財政課)			
概要			ポイント			
若手職員による施策研究グループ（仮称）を整備し、斬新かつ柔軟な発想を市政に反映する仕組みを構築する。 スローガン「やってみよう！！5Sのギョーカク」 5S（Simple・Slim・Speed・Smart・Special） シンプル スリム スピート スマート スペシャル			若手職員を中心として、施策研究が行える環境及び体制の整備			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28	
若手職員の提案・発想を施策に反映する体制整備を行うとともに、業務に対する意識の向上を図る。	「若手職員施策研究グループ」（仮称）の設置	検討	実施	継続実施	継続実施	
	—	—	—	—	—	

キーワードⅢ 『収入確保・健全な財政運営』

No. 1 個人市民税特別徴収の推進		税務課 市民税第1係			
概要		ポイント			
<p>個人市民税の徴収方法について普通徴収から特別徴収への変更・拡大を推進し、個人市民税の税収確保を図る。 ※特別徴収・・・給与支払者が税金を給与から天引きし、納期限までに市に納付する。 普通徴収・・・納税者本人が直接市民税を納付する。</p>		特別徴収推進に際し、基準等の策定			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28
<p>小規模事業所以外の特別徴収徴義務者について、平成27年度の完全実施を目指す。 事業所や税理士等への働きかけを行い、個人市民税徴収率の向上を図る。</p>	<p>県・市連携による特別徴収の推進</p>	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	<p>事業所の特徴義務者指定について、基準等の策定</p>	検討	検討	実施	—

No. 2 債権管理プロジェクトの設置		関係各課(取りまとめ課 総務課)			
概要		ポイント			
<p>市の債権管理について全庁的な検討を行い、債権管理の適正化に向けた取り組みを進め、市民負担の公平性確保を目指す。</p>		債権管理マニュアルの策定 債権管理条例の制定			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28
<p>市債権に関する統一的なマニュアルの策定や条例を制定することで、適正な債権管理を行い、市民負担の公平性確保及び未収金の減少を図る。</p>	<p>債権管理プロジェクトの設置</p>	検討	実施	継続実施	継続実施
	<p>債権管理マニュアルの策定</p>	検討	検討	実施	—
	<p>債権管理条例の制定</p>	検討	検討	実施	—

No. 3 市有施設使用料の見直し、適正化		関係各課			
概要		ポイント			
<p>市有施設の使用料及び使用時間に関する区分について、使用状況や必要経費等を把握し、使用料の適正化を図る。</p>		使用料や使用時間の区分の適正化			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28
<p>近隣市町の状況の把握や使用料、使用時間に関する区分の適正化を実施する。</p>	<p>使用時間に関する区分の検討</p>	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	<p>施設利用者へのアンケート調査</p>	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	<p>使用料の見直し</p>	検討	実施	検討	検討

基本方針 よりよい行政サービスへの挑戦

キーワードⅢ 『収入確保・健全な財政運営』

No. 4 基金の効率的な運用

企画財政課 財政係

概要			ポイント			
<p>基金管理について、定期預金による運用だけでなく国債や公募債など利回りの高い債券による資金運用の導入について検討し、一層の運用益向上を図る。</p>			債券による資金運用の導入			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28	
<p>定期預金及び債券の併用による、効果的な基金運用による運用益の増加を目指す。 平成28年度 債券による資金運用比率30%目標</p>	債券運用指針の策定 (会計課との連携)	実施	—	—	—	
	債券による基金運用 (国債、公募債など)	検討	実施	継続実施	継続実施	

No. 5 職員給与制度の適正化

総務課 人事係

概要			ポイント			
<p>人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を踏まえた給料表や手当の見直しを行い、適切な給与制度の構築に努める。また、人事評価制度の導入に伴い、勤務実績の昇給及び勤勉手当への反映を目指す。</p>			人事評価制度の導入			
効果・目標	具体的な取組み内容	H25	H26	H27	H28	
<p>適切な給与制度の構築・運用に努める。 人事評価制度の理解を深め、勤務実績の昇給及び勤勉手当への反映を目指す。</p>	給与制度の見直し	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	勤務実績の給与への反映	検討	実施	継続実施	継続実施	